

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年7月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0731第2号」にて、別掲の項目につき、検体検査実施料が平成25年8月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

「検査実施料」の新規収載

● 実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分判断料	注
D012 感染症免疫学的検査					
21	マイコプラズマ抗原定性	免疫クロマト法	150	免疫 144	*1

[注] 下線部が追加変更されました。

- *1 : ア マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。
イ 当該検査は、「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

● 算定留意事項が改正された項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断区分判断料	注
D012 感染症免疫学的検査				
4	マイコプラズマ抗体定性 マイコプラズマ抗体半定量	32	免疫 144	*2
23	マイコプラズマ抗原	170	免疫 144	*3

[注] 下線部が追加変更されました。

- *2 : 「4」のマイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
*3 : 「23」のマイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。